

介護予防短期入所生活介護事業所

つばさ豊田

サービス契約書

社会福祉法人 正生会

介護予防短期入所生活介護サービス契約書

社会福祉法人正生会と（利用者）_____は、介護予防短期入所生活介護事業所つばさ豊田の利用に関し、次の約定に基づき、契約を締結します。

（目的）

第1条 社会福祉法人正生会（以下「事業者」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、事業者が管理運営する介護予防短期入所生活介護サービス事業所つばさ豊田（以下「施設」という。）において、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、一方利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用者負担金その他の利用料を支払うものとします。

（契約及び契約の有効期間）

第2条 この契約の有効期間（入所期間）は、契約締結の日から要支援認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ要支援者(要支援1若しくは要支援2)と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 契約が変更された場合には、事業者は契約変更後1月以内に、利用者に対し、別添の「契約変更・更新合意書」に必要事項を記載し、契約更新を確認するものとします。

（契約の終了）

第3条 利用者が介護保険施設等に入所し、又要支援認定が受けられなかったこと等により、6月以上にわたり、介護予防短期入所生活介護のサービスの利用が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。

（利用者からの解約）

第4条 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

（事業所からの解除）

第5条 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、速やかに居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

(介護予防短期入所生活介護サービス計画等)

第6条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画に沿って、サービスを提供します。また、入所期間が4日以上となる場合は、介護予防短期入所生活介護サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。サービス計画を作成した場合は、利用者に説明のうえ、その写しを交付します。

- 2 サービス計画には、施設を利用してサービスを利用する期間（以下「利用期間」という。）を記載するものとします。
- 3 利用者は、サービスを利用する3日前までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。事業者は施設の余裕が無い場合その他正当な理由が無い限り、これに応じるものとします。
- 4 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかにサービス計画の変更等の対応をおこないます。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、一定期間ごとに、前項の「施設サービス提供記録書」等の書面その他の書面に目標達成の状況等を記載して、利用者に説明のうえその写しを交付します。

3 事業者は、第1項及び前項の記録等の書面を作成した後2年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

(利用料)

第8条 利用者は、事業者に対し、本契約に基づくサービスの利用者負担金及び重要事項説明書に定める滞在費、食費その他の利用料を支払うものとします。

2 事業者は、別紙の利用料を改定したときは、利用者に対しその旨を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく、利用料全額を2月分以上滞納し、又は利用料の一部を滞納した場合には、事業者は1月以内の相当な期間を定めてその支払いを催告し、利用者が期間満了までに支払わないときは、文書によりこの契約を解除できます。

2 前項により、事業者がこの契約を解除する場合には、事業者は、本人、家族、市町等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提

供、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

(その他の利用料の滞納)

第10条 前条の場合を除き、理美容代、日用品費等、そのサービスの提供を停止しても利用者の日常生活に支障を来さない利用料の滞納があったときは、事業者は、1月以内の期間を定めてその支払いを催告し、利用者が期間満了までにその支払いをしないときは、その支払いがあるまで当該サービスの提供を停止することができます。

(事故時の対応等)

第11条 事業者は、サービス提供に際して利用者の怪我、体調の急変があった場合には、医師及び家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

(虐待の防止)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止を目的とした委員会を設置するとともに指針の作成や職員教育を行うなど、虐待防止について必要な措置を講じます。

(感染症の発生及び蔓延の防止)

第13条 事業者は、感染症の発生又は蔓延しないように、感染対策を目的とした委員会を設置するとともに指針の作成や職員教育を行うなど、感染及び蔓延防止について必要な措置を講じます。

(身体的拘束の禁止)

第14条 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

(損害賠償)

第15条 事業者は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。

(苦情対応)

- 第16条 利用者又は家族は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、別紙重要事項説明書に記載された苦情窓口、又は第三者委員、市町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。
 - 4 施設は、苦情解決の適切な支援を行うため、第三者の立場に立つ第三者委員を設置し、提供した施設サービス等に関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書によりあらかじめ利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(契約外の事項等)

- 第18条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定める所にしたがい、利用者と事業者との間で誠意をもって協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

署名代理人

住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との続柄 ()

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との続柄 ()

事 業 者 所在地 焼津市田尻北 792-1 (〒425-0051) _____
事業者名 社会福祉法人 正生会 _____
代表者名 理事長 石井 紀子 (印) _____

契約変更・更新合意書

【第 回変更】

本件契約の内容を次のとおり【変更】します（しました）。

□変更の場合	変更の内容：
	別紙の扱い：

年 月 日

[(利用者) 氏名 (印)
(代理人・立会人) (該当する場合)
氏名 (印)
(事業者) 施設名 社会福祉法人 正生会
代表者名 理事長 石井 紀子 (印)

【第 回変更】

本件契約の内容を次のとおり【変更】します（しました）。

□変更の場合	変更の内容：
	別紙の扱い：

年 月 日

[(利用者) 氏名 (印)
(代理人・立会人) (該当する場合)
氏名 (印)
(事業者) 施設名 社会福祉法人 正生会
代表者名 理事長 石井 紀子 (印)